

地球温暖化対策の最近の状況 について

平成21年10月5日
環 境 省

2009年国連気候変動サミット 鳩山総理演説のポイント

削減目標

- 長期の削減目標を定めることに積極的にコミットしていくべき。
- 中期目標についても、温暖化を止めるために科学が要請する水準に基づくものとして、**1990年比で言えば2020年までに25%削減**を目指す。国内排出量取引制度や、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、**地球温暖化対策税の検討**をはじめとして、あらゆる政策を総動員して実現を目指していく決意。
- 世界の全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築が不可決。すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」。

途上国支援

- 途上国も、「共通だが差異のある責任」の下、温室効果ガスの削減に努める必要。
- とりわけ脆弱な途上国や島嶼国の適応対策のために、国際交渉の進展状況を注視しながら、これまでと同等以上の資金的、技術的支援を行う。
- 途上国への支援について、以下のような原則を内容とする「鳩山イニシアティブ」を提案し、これを具体化する中でCOP15の成功のために尽力していく。
 - ① わが国を含む先進国が、相当の新規で追加的な官民の資金での貢献
 - ② とりわけ支援資金により実現される途上国の排出削減について、測定・報告・検証可能な形でのルールづくり
 - ③ 資金支援について、予測可能な形の、革新的なメカニズムの検討。国連の気候変動に関する枠組みの監督下で、バイやマルチの資金についての情報提供やマッチングを促進する国際システムづくり
 - ④ 低炭素な技術の移転を促進するため、知的所有権の保護と両立する枠組みづくり

COP15までの国際交渉スケジュール

7/8～10
G8サミット
MEF首脳会合
(イタリア・ラクイア)

9/22
国連気候変動
首脳級会合
(米・ニューヨーク)

9/24・25
G20(金融サミット)
(米・ピッツバーグ)

6/30-7/3
グリーンランド
ダイアログ
(グリーンランド)

9/19/20
グリーンランド
ダイアログ(NY)

10/22・23
技術開発・移転に
関するハイレベル
会合
(インド・デリー)

10/27・28(予定)
アジア太平洋パ
ートナーシップ閣僚会
合(中国上海)

11月/16・17(予定)
COP15非公式
閣僚級準備会合
(デンマーク)

9/17・18
MEF首脳代理会合
(米・ワシントンDC)

10月
MEF首脳代理会合
(場所未定)

11月
MEF首脳代理会合
(場所未定)

6/1～12
AWG-LCA6
(ドイツ・ボン)

8/10～8/14
AWG-LCA
非公式会合
(ドイツ・ボン)

9/28～10/9
AWG-LCA7
(タイ・バンコク)

11/2～6
AWG-LCA7.2
(スペイン・
バルセロナ)

AWG-KP8

AWG-KP
非公式会合

AWG-KP9

AWG-KP9.2

COP15 (12月7日～18日・コペンハーゲン)

連立政権樹立に当たっての政策合意(抄)

連立政権は、家計に対する支援を最重点と位置づけ、国民の可処分所得を増やし、消費の拡大につなげる。また中小企業、農業など地域を支える経済基盤を強化し、年金・医療・介護など社会保障制度や雇用制度を信頼できる、持続可能な制度へと組み替えていく。さらに地球温暖化対策として、低炭素社会構築のための社会制度の改革、新産業の育成等を進め、雇用の確保を図る。こうした施策を展開することによって、日本経済を内需主導の経済へと転換を図り、安定した経済成長を実現し、国民生活の立て直しを図っていく。

8. 地球温暖化対策の推進

- 温暖化ガス抑制の国際的枠組みに主要排出国の参加を求め、政府の中期目標を見直し、国際社会で日本の役割を果たす。
- 低炭素社会構築を国家戦略に組み込み、地球温暖化対策の基本法の速やかな制定を図る。
- 国内の地球温暖化対策を推進し、環境技術の研究開発・実用化を進め、既存技術を含めてその技術の普及を図るための仕組みを創設し、雇用を創出する新産業として育成を図る。
- 新エネルギーの開発・普及、省エネルギー推進等に、幅広い国民参加のもとで積極的に取り組む。

第171回通常国会提出 民主党「地球温暖化対策基本法案」のポイント

【法案の目的】 地球環境・生態系の破壊を食い止めながら、国際的な協調を進めつつ、経済成長や豊かなライフスタイルの実現とともに脱温暖化社会をめざす

中長期目標の設定

温室効果ガス削減目標 : 2020年までに25%の削減、2050年までの早い時期に60%超の削減 (1990年比)
新エネルギー等供給目標: 2020年までに一次エネルギー供給量の10%の導入

目標を達成するための基本的施策

◇国内排出量取引制度の創設(2011年度)

◇固定価格買取制度の創設

◇建築物・機器等の省エネの推進

◇排出量情報等の公表(CO2の見える化)

たとえば

国内排出量取引制度の創設
固定価格買取制度の創設・
新エネルギー等の利用の促進

革新的な技術開発の推進
新エネルギー(太陽光、風力
等)、燃料電池、原子力発電

◇地球温暖化対策税の創設

◇新エネルギー等の利用の促進

◇革新的な技術開発の促進

◇温暖化対策関係の新規事業への支援

等

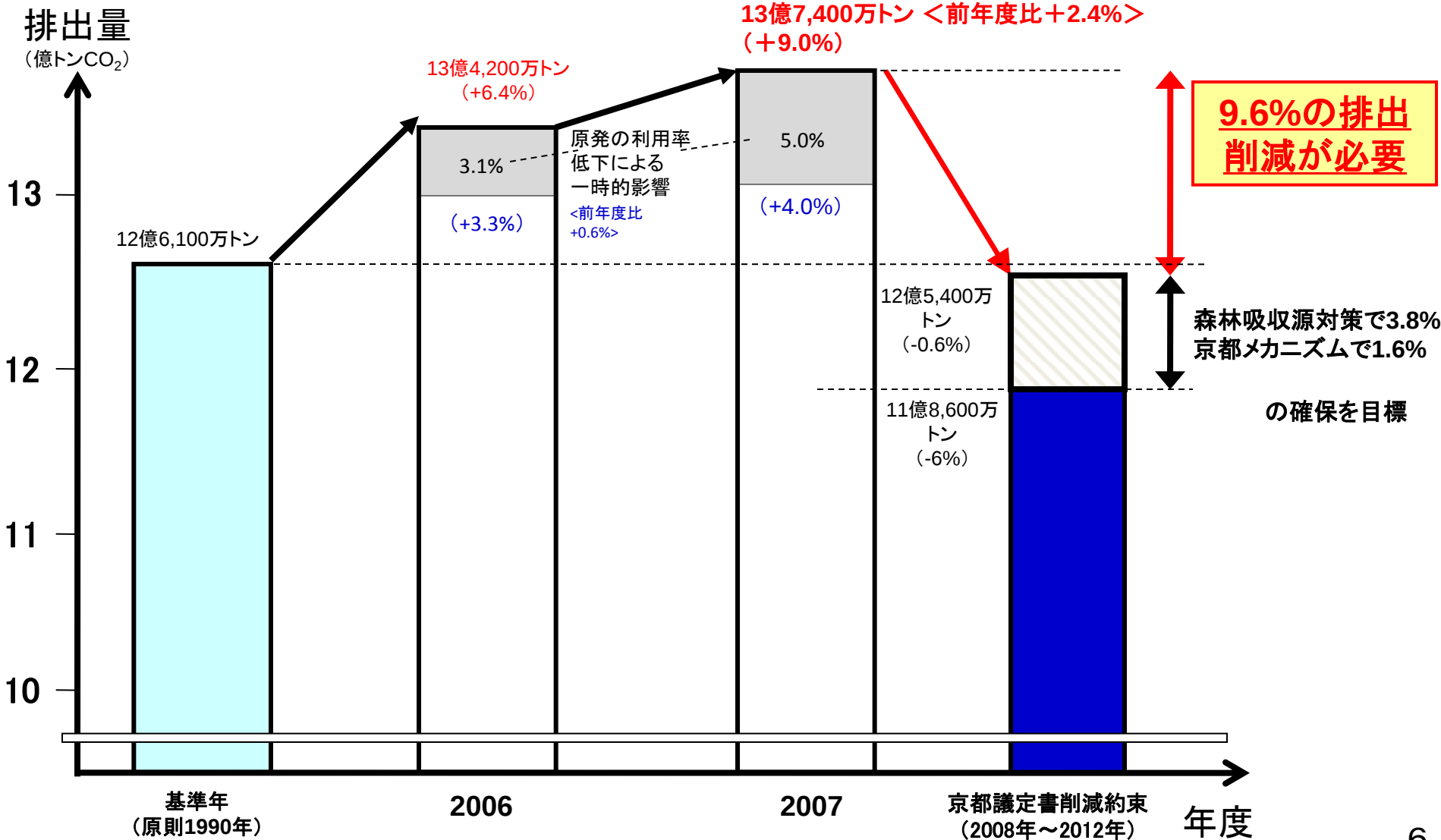
排出削減コストの最小化
新しいマーケットの誕生
新たな削減技術開発へのインセンティブ

技術による日本経済の発展
オイルショックを契機とした抜本的な省エネルギー対策
は、我が国に技術力の向上、国際競争力、経済的メリッ
トをもたらした

参考資料

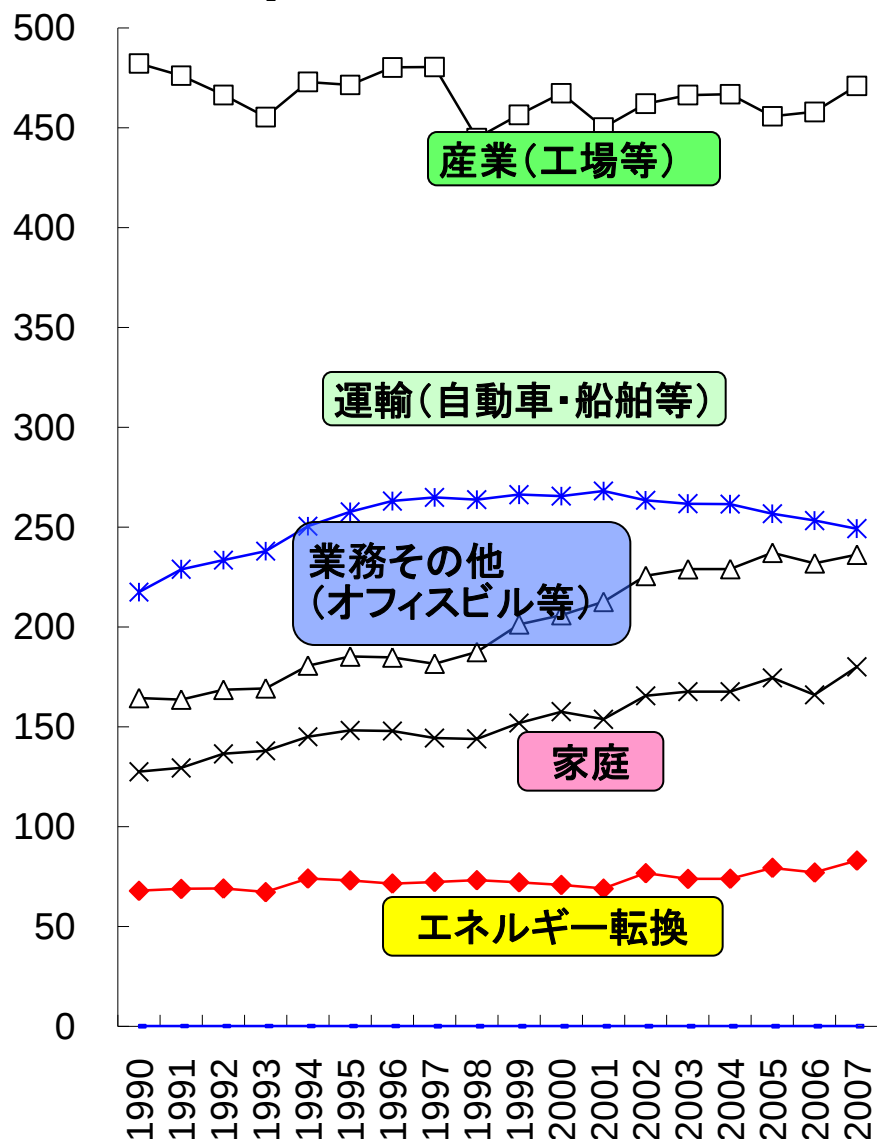
我が国の温室効果ガス排出量

2007年度における我が国の排出量は、基準年比9.0%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、9.6%の排出削減が必要。



部門別エネルギー起源二酸化炭素排出量の推移と2010年目標

単位: 百万トンCO₂



単位: 百万トンCO₂

京都議定書の基準年	増減率	2007年度(確定値)	2007年度から必要な削減率	2010年度目安
482	-2.3% ↓	471	-9.2%~ -10.0% ↓	424~428
217	+14.6% ↑	249	-2.4%~ -3.8% ↓	240~243
164	+43.8% ↑	236	-11.1%~ -12.0% ↓	208~210
127	+41.2% ↑	180	-21.5%~ -23.1% ↓	138~141
68	+22.2% ↑	83	-20.1% ↓	66

改定京都議定書目標達成計画の骨子

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

- 自主行動計画の推進
- 住宅・建築物の省エネ性能の向上
- トップランナー機器等の対策
- 工場・事業場の省エネ対策の徹底
- 自動車の燃費の改善
- 中小企業の排出削減対策の推進
- 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
- 新エネルギー対策の推進

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

- 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開

2. 横断的施策

- 排出量の算定・報告・公表制度
- 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

- 国内排出量取引制度
- 環境税
- 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
- サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安（注）	
	百万t-CO ₂	基準年 総排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、 N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.8%

（注）排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項

改正前の温対法

京都議定書目標達成計画

- ・地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める京都議定書目標達成計画を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- ・国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・一定規模以上の事業所について温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国がデータを集計・公表

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- ・京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター 地球温暖化防止活動推進員

今回の法改正

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・機器の使用合理化
- ・業務毎の望ましい原単位

日常生活における排出抑制

- ・製品等に関するCO2見える化推進
- ・3Rの促進 等

都道府県・一定の市による地域の計画策定

- ・きめ細かい取組を推進 ・他の地域計画との連携

事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

- ・業務部門を中心に対象を拡大
- CDMクレジット等の活用促進に配慮

植林CDMの活用のための手続を整備など

一定の市による推進センター設置、推進員委嘱

エネルギー供給や事業に伴うCO2排出量の見える化

温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進

投資等を行う事業者、国民等への事業者による情報提供、ライフスタイルの改善の促進

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆)

二、国内における排出量取引に係る制度、温室効果ガスの排出量に応じ税を賦課する制度その他の経済的措置により温室効果ガスの排出の抑制等を促進する制度等の在り方について総合的にかつ速やかに検討を進めること。

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参)

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

低炭素社会づくり行動計画のポイント(平成20年7月29日閣議決定)

1. 我が国の目標

- 2050年までに現状から60～80%の削減
- 来年のしかるべき時期に国別総量目標(中期目標)を発表

2. 技術開発と普及

- 二酸化炭素回収貯留(CCS)技術等の革新的技術開発を推進。
今後5年間で300億ドル程度を投入。
- 太陽光発電世界一の座を奪還することを目指し、
 - ・導入量を2020年に10倍、2030年に40倍
 - ・太陽光発電システムの価格を3～5年後に現在の半額
- 2020年までに新車販売のうち2台に1台を次世代自動車
- 新築の住宅・ビルがすべて省エネ型のものになることを目指す

3. 低炭素化へと動かす仕組み

- 10月を目途に排出量取引の試行的実施を開始
- 環境税の取扱いを含め、税制全般を横断的に見直し、グリーン化を推進
- 多くの商品・食品・サービスに伴う温室効果ガス排出量の見える化
例:カーボンフットプリント、カーボンオフセット

4. 地方、国民の取組支援

- バイオ燃料生産拡大など、農林水産業の役割を活かした低炭素化
- チームマイナス6%の取組などの国民運動の一層の促進